

意見書案第3号

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の
継続を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者 つくば市議会議員 木村 清隆

賛成者 つくば市議会議員 小森谷 佐弥香

〃 須藤 光明

〃 金子 和雄

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、
現行制度の継続を求める意見書

一般社団法人茨城県保険医協会が会員医療機関に対して行った調査では、32%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験している。さらに、39%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えている（「茨城県保険医協会2015年受診実態調査」）。

現在、厚労省の社会保障制度審議会医療保険部会では、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しについて、検討を行っている。

審議では、高額療養費について、70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が提案されている。

また、先の保険医協会の「2015年受診実態調査」の全国集計では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、「受診抑制つながる」と回答している。

さらなる負担増は、年金収入も減っているなかで、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する。

上記のような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

つくば市議会

(提出先)
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣